

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例

藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第21条第5項中「の規定による利用料金の徴収は、次の各号に掲げる有料公園施設又は附属設備の区分に応じ当該各号に定めるときに行う」を「の利用料金は、有料公園施設を使用する日までに徴収する」に改め、同項各号を削る。

第40条第1号中「許可」の次に「並びに同条第3項及び第4項の登録」を加える。

別表第1の1の項高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場のうち1以上のものの項中

- 「
- | |
|---|
| <p>(1) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(2) 第2項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上のもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p> |
|---|
- 」

を

(1) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化法施行令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(2) 第2項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上のもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

に改める。

附 則

- 1 この条例中、第21条第5項の改正規定は令和7年1月1日から、第40条の改正規定は令和7年4月1日から、別表第1の改正規定は令和7年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市都市公園条例第21条の規定にかかわらず、令和7年4月1日以前の有料公園施設及び附属設備の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 藤沢市都市公園条例第39条に規定する指定管理者は、令和7年4月1日前においても、同日以後の有料公園施設の使用の許可の準備として必要と認められる範囲において、同条例第11条第3項及び第4項の規定による登録を行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、公共施設予約システムの更新に伴い、有料公園施設等の利用料金の取扱いを変更し、及び有料公園施設の使用のための登録に係る業務を指定管理者が行うこととするため所要の改正をし、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。